

入札説明書

「令和5年度雨量基準値作成調査業務委託」の入札については、入札公告文及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札参加資格者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び2項の各号のいずれかの規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の申請の日から落札決定の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日制定。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 申請日から落札決定の日までの間に措置基準に準拠し文書警告を受けていないこと。

2 入札参加資格の確認等

公告で指定された期限までに当該委託業務の入札参加資格の有無について確認を行うための申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

3 申請書及び資料

- (1) 申請書及び資料とは、次の様式により作成されたものであること。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 平成25年4月1日以降の国又は地方公共団体が発注した気象データ収集・解析で、対象観測所数が20点以上の業務を受注した実績があること。（様式第2号）
- (2) 申請書及び資料の提出は、公告で指定された提出場所へ持参又は郵送（必着）により行うものとし、電送によるものは受付けない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、知事に対し書面（様式任意）によりその理由の説明を求められることができる。
 - ア 提出期限 令和5年10月26日（木）午後5時
 - イ 提出場所 岩手県農林水産部農村計画課企画・営農・調査担当 電話番号 019-629-5666（直通）
 - ウ 提出方法 書面は持参又は郵送（必着）により提出するものとし、電送によるものは受付けない。

5 設計図書及び契約条項の閲覧

公告で指定した閲覧場所において閲覧及び貸出しを行う。ただし、貸出しは当日限りとすること。

6 契約保証金

- (1) 契約保証金
 - ア 納付すること。ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第113条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、会計規則第112条に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - イ 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しない場合には岩手県に帰属する。

7 契約の成立要件

- (1) 落札者の決定後、この入札に付する業務に係る委託契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札者と契約を締結

しないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

イ 岩手県から措置基準に基づき指名停止措置を受けていないこと。

ウ 措置基準に基づき文書警告を受けていないこと。

8 その他

(1) 手続における交渉は無いこと。

(2) 提出された書類は返却しないこと。

(3) 提出書類作成に係る費用は、提出者の負担とすること。

(4) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合があること。

(5) 申請書又は資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止の措置を行うことがあること。

(6) 入札に関する詳細は、一般競争入札心得によること。